



TOPICS

正しく使わないとトラブルに！ あなたの会社名 「屋号/商号と商標」

- 今月のテーマ 知財を商品・サービスの営業活動・販促に活かす「特許庁お墨付きサービス™」
- 助成金情報 外国知的財産権助成金
- IPP活動報告 2022年10月～2023年4月
- これからのセミナー&イベント
- IPPよもやま話 Wenderoth, Lind & Ponack, L.L.P 井手先生とMeeting



TOPICS 「屋号/商号と商標」

最近IPOを目指す企業様に対し、知的財産の面からアドバイスをさせて頂くことが増えております。上場を目指しているだけに自社商品・サービスに独自性があり、特許権、商標権等の知的財産権を取得されているなど、IPリテラシーが高い企業様であっても、「屋号/商号」の商標登録は置いてきぼりになっていることが散見されます。今回は、改めて「屋号/商号と商標」についてお伝えします。事務所を創設して間もない頃に作成したIPP知財マンガですが、まずはご一読ください。

IPP知財マンガ

『会社設立の時は忘れずに !! ～商号と商標』



会社設立の時は 忘れずに!!

〜商号と商標〜

大手商社に
15年間勤め、
退職した
井上さん
(37才) —

前職のスキルを活かそうと
した彼が選んだ道は、
IT会社起業だった

会社を
つくるぞ!!

社名はインターコム!!

起業を思いついてから、
ずっと考えていた社名で、
かなり思い入れがあった。



こんな
ロゴが
いいな〜

会社設立準備
にはいろいろな
手続きがありま
したが、独学で
進めていきました。



最終手続きとして法務局に
社名を商号登記した井上さん。



社名はずっと使うから
重要だよなあ〜

晴れて
東京
千代田区に
開業!!



さっそく自社ホームページの
制作にとりかかり、得意のSEO
技術も盛り込んだところで……

うっそ!!

同じ名前の
会社が札幌にある
しかも同じ業種!!



まあ
遠いから
問題ないや

もう名刺も
発注しちゃったし〜

これが実は
問題なのです



商号は、同一住所以外なら
同じ会社名をつけることが可能なので、
同名が存在してもおかしく
ないのですが、

問題は商標です。

もし、この札幌の会社が
商標登録をすでに持っている
「インターコム」は、商標的に
使用できなくなる可能性が
あります。

松下 弁理士

そう！
商号と商標は
違うのです。
会社設立の時は
商標の調査と
登録を
お忘れなく!!

商号...
商標...
? ?

その後 井上さんは、松下弁理士に
その札幌の会社がすでに商標登録を
しているのか調査を依頼した――

残念ですが
インターコムは、
その札幌の企業の
登録商標でした

うーん！
そうでしたか...

会社名の変更を
お考えになったほうが
いいと思います

ええ~~~~っ!!

HP、パンフ、名刺とかにもう
使っているのに!? 雑誌の取材も
受けちゃったんですよ~~~~!!

会社の商号として、
「株式会社インターコム」と
記載するのは可能です。

しかし.....

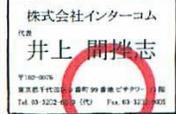
「株式会社」をとって
記載することは、
商標の使用の可能性
があり、札幌の会社の
商標権を侵害する恐れが
あります。

ホームページ

名刺



名刺



うーん...
変えるなら
早いうちが
いいか.....

井上さんは、社名を変えました。

最近ではネット検索により、
商標関連のトラブルが
増えています。

みなさんも
社名の商標
調査だけは
しておきましょう。

商標調査や登録のご相談は...

IPP国際特許事務所
TEL: 03-3493-2007

おさらいポイント！

会社名の〈商号的使用〉と 〈商標的使用〉



「ABC」という名前の会社の場合
 ○会社名の〈商号的使用〉・・・株式会社ABCやABC合同会社など、ABCの前後に「株式会社」や「合同会社」などをつけた使い方、商人が営業上自己を表示するために用いる。
 ○会社名の〈商標的使用〉・・・ABCや略記と表記して、ABCの前後に「株式会社」や「合同会社」などをつけない使い方、商品やサービスに使用する名称やロゴの出所や品質を表示するために用いる。

実際のビジネス上では、商号を商標的使用をしているシーンがよくあります。
 たとえば、飲食店の看板には、「株式会社〇〇〇」とは、記載せず、「〇〇〇」だけであったり、家の中にある掃除機や家電もあまり「株式会社～」と書いてあるものは見かけないですね。
 この商号の商標的使用を商標登録せず無断で使っていると、他社の商標を侵害している可能性がありますので気をつけてください。以下の名刺やホームページ上などでも同様です。

〈名刺〉



この表記はOK

〈ホームページ〉



この表記はOK

他社の登録商標に類似するロゴは使用できない

他社の登録商標に類似するロゴは使用できない



僕は商号のみ登録して安心してしまったんですね〜

※「商号」と「商標」のまとめ

	商号	商標
内容	商人が商業を行うにあたって自己を表示するために使用する名称。会社の種類の明示が必要	商品、サービスに対する名前、ロゴマークの保護その商品の出所を表示すると同時に品質を保証する
登録	法務局 同一住所に同一商号がなければ登録できる ひとつの営業にひとつの商号	特許庁 国内に同一・類似名称がなければ登録できる。商品やサービスの分類毎(45分類)を指定して、商標を登録
登録条件	文字(ローマ字も含む)を登録。図形、色彩は登録できない。	文字(ローマ字も含む)、図形、色彩などを組み合わせて登録できる。
権利	商法や不正競争防止法によって保護される。商人は商号を他人に妨げられずに利用する権利(商号使用权)と他人が自己の商号を不正使用した場合に差止め及び損害賠償を請求する権利(商号専有権)を有する。	一定の条件の下で認められる、独占的な使用权、他人の使用を排除することができる強力な権利
メリット & デメリット	登録費用が安いが保護効力が低い。 商号登録だけでは自らの「商標的使用」は確保されず、登録した商号が、すでに他人の商標権の場合、使用できない可能性がある	登録商標の使用について国からお墨付きをもらえる 日本全国効力がある 色や図形を使った名称やロゴを保護できる 費用と時間がかかる 3年間使用していない場合取り消される可能性がある。

商標権のご相談は…… IPP国際特許事務所



無料相談窓口開設中

〒141-0031 東京都品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル8F
 TEL: 03-3493-2007/ Email: info@ippjp.com

ご相談・お問合せはこちらから→



今月のテーマ

～グッドデザイン賞を超える！新時代のPRツール～

「特許庁お墨付きサービス™」



最近開発した「特許庁お墨付きサービス™」は、
今までになかった商品・サービスの販売促進戦略として大変ご好評を頂戴しております。

特許庁お墨付きサービス™

「特許庁」の登録を使って、商品・サービスのPR力を高める登録保証付き（※）のサービスです。
（※）登録保証付特許庁に登録されなかった場合は返金します。



「らくらくピアノ®」



発行国	日本国
登録番号	登録第 520882号
登録日	平成 28年 3月 30日
特許庁長官	伊藤 仁
権利者	一般社団法人全日本らくらくピアノ協会
サービス	ピアノ教育
課題	誰でも簡単にピアノを演奏することができるように支援するピアノ演奏支援員を提供する。
解決手段	楽譜シート1は、音名「ド」、「レ」、「ミ」、「ファ」、「ソ」、「ラ」、「シ」と当該音名に対応付けられた右手の番号とを示す右手演奏用五線譜が印刷されている。また、楽譜シート1には、上記右手演奏用五線譜の下側に位置し、音名と当該音名に対応付けられた左手の番号とを示す左手演奏用五線譜が印刷されている。

弁理士からの論評

「らくらくピアノ」は、「楽譜が苦手な人でも演奏が楽しめる」光畑浩美氏が独自開発した画期的なピアノ教育方法です。実用新案権の取得により、らくらくピアノ®のピアノ演奏支援員を用いたピアノ教育方法が広く世間に信頼され、普及すると期待しております。なお、実用新案権は、当該権利を侵害する者に対し、その侵害の停止を請求することができる権利です。



弁理士 松下 昌弘 | IPP国際特許事務所所長 模倣防止協会会長



サービス概要



「楽譜が苦手な人でも演奏が楽しめる」
「らくらくピアノ」を聴くと、あなたのピアノが、らくらくピアノ®に変わります。
Ctrlキーを押しながら
←楽譜をクリックすると動画にリンクします。



6つのサービス

御社の商品・サービスを
ヒアリング、
御社の「強み」を発掘

御社の「強み」を
特許庁に登録

（※）登録保証付
特許庁に登録されなかった
場合は返金します

弁理士による
特許庁お墨付きシート
の作成



特許庁お墨付きシート
URL/QRコード発行

特許庁お墨付きサービス™
を使った
PR強化/営業ツール
の使い方の
マル秘アドバイス

御社の商品・サービスを
守る模倣防止協会の
模倣牽制サービス

メリット

- 権威ある特許庁からのお墨付きがもらえます
- 他社と差別化しやすくなり、消費者・営業先の購入・契約意欲を促進します
- 営業ご担当者の営業ツールとして使えます
- 特許に比べて簡単・安価・短期間に登録できます
- 他社が、貴社商品・サービスを模倣することを牽制できます
- 特許庁登録の権利が事業売却時に売却額に反映されます

「特許庁お墨付きサービス™」お客様の声

「特許庁に認められた」メソッドであることを
明確にアピールできて「安心感・信頼感」もパワーアップ！

一般社団法人全日本らくらくピアノ®協会 創始者・代表理事
株式会社PREMUSE 代表取締役 光畑 浩美 様



特許庁への申請には力を入れておりましたが、その内容をわかりやすく説明し、価値をお伝えすることは少し難しいと感じていました。

「特許庁お墨付きサービス™」を利用したことで「安心感・信頼感」がパワーアップしました。

全国の書店、楽器店、Amazon等で販売する「教本」全てに、掲載する予定です。「特許庁に認められた」メソッドであることを明確にアピール出来ますから、様々なカルチャー教室や市民講座等にも最適ですし、高い信頼性を持つ弁理士の先生からのお墨付きをいただき、実際の現場で提供する講師陣の励みにも繋がっています。

他社の「教本」と差別化が図れるため、楽譜卸会社、デザイン会社、印刷会社、HP制作会社にもサービスの概要を伝えやすくなりました。

特許庁お墨付きサービスシートとお客様のサービス概要

サービス名「らくらくピアノ®」

楽器が苦手な人でも演奏が楽しめる

らくらくシールを貼ると、あなたのピアノがらくらくピアノに変身します。

「気軽」

指番号で弾ける、独自メソッドの楽譜提供。

「喜び」

弾けた！をカタチにする、らくらくピアノグレード認定。

「繋がり」

オンラインとリアルを融合した各種サービス

<http://www.rakurakupiano.jp>



長年、知的財産権は、マーケティングや事業戦略、模倣品対策に有効とされてきましたが、せっかく権利化した知的財産権を、権威ある「特許庁」の登録を使って、もっと具体的にもっとわかりやすく、貴社の商品・サービスのPR力を高める登録保証付きのサービスです。

ご興味がございましたら、お気軽にご連絡ください。
ご相談・お問合せはこちらから→





Q1. 「あなたのビジネスは、世界に通用する？」

外国からの
問い合わせが
増えてきた

海外の展示会に
参加予定

日本から
世界展開への
ビジョンがある

Q2. 「外国出願は費用が高いと思っている？」

YES : その通り高い。だから、取り組みにくい 😞

中小企業様のニーズに応え、国も東京都も改良した助成事業でサポートしてくれています！

2023年4月よりスタート

東京都の助成事業/JETROの助成事業は5月以降スタート

東京都の外国特許出願助成事業は
300万円⇒最大400万円に！ (※)

特許の場合中間処理
(審査請求費用や審査応答まで)
が対象に！

案件が違う、出願国が違う等、
東京都とJETROの助成事業、
両方を活用することも可能 (※)

※申請要件を満たした場合でも、申請者が多い場合等不採択になることもございます。

特許庁中小企業応援宣言！

知財を生かす！

海外展開支援策

まる分かりガイド

- 外国出願補助金
- New! 審査請求補助金
- New! 中間応答補助金
- 模倣品対策支援
- 冒認商標無効・取消係争支援
- 防衛型侵害対策支援
- 海外知財訴訟費用保険
- 知財総合支援窓口情報提供

※pamph16_a4.pdf (jpo.go.jp)
特許庁「海外展開支援策まるわかりガイド」
パンフレットより転載

**外国商標、特許の権利化は時間がかかります。
進出直前では遅い！**です。

弊所は、外国出願について助成事業も含め、戦略的にご提案いたします。
お気軽にご相談ください。 →





IPP活動報告

2022.11/24 第128回企業法務知財協会セミナー 『競合に大きく差をつける新規事業戦略』 オンラインライブセミナー

ゲスト: CVC JAPAN株式会社 代表取締役 富田 賢様
・知財テーマ:
「新規事業で勝つための知財戦略
～特許情報活用、リスク回避、有利性構築～」

3/15 東京海上日動パートナーズTOKIO様×みらいワークス様共催 飲食店向けオンラインセミナー 松下登壇

『飲食店経営における攻めと守りの
知財戦略セミナー～コロナ後のV字回復に向けて～』
・知財テーマ:
「飲食店の売上を上げる特許庁登録の活用方法」

4/26 R&D支援センター様主催セミナー登壇

R & D支援センター様 主催オンラインセミナー
他社特許を分析して、
事業に役立つ強い特許を取得する
権利化戦略 **[LIVE配信]**
講師: 企業法務知財協会役員 弁理士 松下 昌弘

R & D
SUPPORT CENTER 知財支援センター

2023年4月26日 (水) 10:30～16:30

4/27 第129回企業法務知財協会セミナー

第129回 4/27 (木) 16:00-16:50 **無料**

企業法務知財協会オンラインライブセミナー

＼ 顧問力を高める、業務範囲が広がる /
**弁護士のための
知的財産オンラインセミナー**

5/10 技術情報協会様主催セミナー登壇

技術情報協会様主催セミナー
Online Live Seminar

他社特許の読み方、弱点のを見つけ
方と製品開発への活用

2023年5月10日 (水) 10:30～16:30

東京・神戸・名古屋・福岡・札幌
技術情報協会



インフォメーション

弊所主催や共済の過去に実施したセミナーを動画として無料にてご提供させていただきます。
ご覧になりたい方はお問合せください。

<最新セミナー動画>

- ・ 2022.11/24 第128回企業法務知財協会『競合に大きく差をつける新規事業戦略』セミナー
知財テーマ: 「新規事業で勝つための知財戦略～特許情報活用、リスク回避、有利性構築～」
- ・ 4/27第129回企業法務知財協会セミナー
大好評!! 満員御礼セミナー
～顧問力を高める 業務範囲が広がる～「**弁護士のための知的財産オンラインセミナー**」

<過去のセミナー動画>

商標、特許、発明発掘、模倣対策、知財基礎、少人数知財部門の課題など
各種ございますので、「●●が課題である」「○○を解決したい」など
ご紹介いただければ、弊所でセレクトしご提供させていただきます。

[こちらから→](#)
お問合せください。



IPPよもやま話

米国代理人

Wenderoth, Lind & Ponack, L.L.P. 井手先生とのミーティング

コロナでリアル打ち合わせが大幅に減りましたが、昨年11月末に米国の代理人井手先生とお打ち合わせをしました。井手先生は、ご自身の半生を米国で過ごされ、ハーバード大学を卒業された米国特許商標弁理士でいらっしゃる。日頃は英語でメールのやり取りをしておりましたが、お会いしてみると、とても穏やかなお人柄の井手先生に親しみを感じ、これからは安心して案件をご相談できると確信しました。



発行元 IPP国際特許事務所 所長 弁理士 松下 昌弘

〒141-0051 東京都品川区西五反田3-6-20 いちご西五反田ビル8F

TEL : 03-3493-2007 Email : info@ippjp.com

Web-Site : <https://www.ippjp.com>



こちらからも
閲覧できます